

各 位

会社名 日本高周波鋼業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小椋 大輔  
(コード番号 5476 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役執行役員総務企画本部長  
小谷 清久  
(TEL. 03 - 5687 - 6025 )

### 支配株主等に関する事項について

#### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(2025年3月31日現在)

親会社等	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接 所有分	間接 所有分	計	
株式会社神戸製鋼所	親会社	51.8	—	51.8	株式会社東京証券取引所 プライム市場 株式会社名古屋証券取引所 プレミア市場

#### 2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

株式会社神戸製鋼所は、当社の議決権の 51.8%を保有する親会社です。当社は、神戸製鋼所グループにおいて特殊鋼分野の事業を担っております。当社は、同社が製造した軸受鋼の圧延材を購入し、鋼線等に二次加工業務を行い、同社に製品を販売しております。また、銑鉄等の原材料を同社から購入しております。同社との取引高は 2025 年 3 月期における当社グループ売上高の 18.5%、仕入高の 10.7%を占めております。

また、資金調達についても、同社グループが運営するキャッシュ・マネジメント・サービス等を利用しております。

人的関係については、当社役員 10 名（取締役 7 名、監査役 3 名（2025 年 6 月 24 日現在））のうち取締役 1 名は同社の職員が兼務しております。

なお、当社は、神戸製鋼グループの一員としてグループ全体の理念・方針に準拠しつつ、事業運営を行っております。当社の事業運営における重要事項については、親会社の「グループ会社管理規程」に従い、親会社との間で事前連絡もしくは報告を行っておりますが、最終的には当社独自の経営判断に基づき意思決定しております。また、当社の役員のうち取締役 1 名は同社の職員が兼務しておりますが、これは適正な業務執行のための助言を目的としたものです。こうした状況から、当社では親会社からの独立性は確保されていると認識しております。

(役員の兼務状況)

(2025年6月24日現在)

当社における役職	氏名	株式会社神戸製鋼所における役職
非常勤取締役	生治 理仁	鉄鋼アルミ事業部門企画管理部担当部長 (兼) 内部統制・監査部担当部長

### 3. 支配株主等との取引に関する事項

(2025年3月31日現在)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社 神戸製鋼所	兵庫県 神戸市 中央区	250,930	鉄鋼、非鉄、 機械などの製 造販売	(被所有) 直接 51.8	(株)神戸製鋼所製品 の購入、当社製品 の販売並びに運転 資金等の借入れ	営業 取引	原材料等 の購入	2,544	買掛金	672
								特殊鋼製 品等の販 売	6,780	売掛金	1,796
							営業取 引以外 の取引	債権流動 化に係る 買戻義務	484	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 原材料等の購入については、市場の実勢価格をみて価格交渉の上、決定しております。
- (2) 特殊鋼製品等の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。
- (3) 債権流動化に係る買戻義務は、補償契約に基づき買戻義務を負っているものであります。

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主との取引等を行う場合には、取締役会規程及び取締役会審議事項取扱要領に基づき、取引の重要性の高いものについて取締役会で審議しております。

なお、本年5月12日に神戸製鋼所との株式交換契約締結についてお知らせしておりますが、当該契約に当たりましては、①神戸製鋼所および当社（以下、両社）から独立した第三者機関による株式交換比率の算定 ②両社から独立した法律事務所からの助言 ③当社における神戸製鋼所および大同特殊鋼と利害関係を有しない独立役員による特別委員会の設置 によりその公正性の担保を図っております。

(詳細につきましては、5月12日付 株式会社神戸製鋼所による日本高周波鋼業株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）及び日本高周波鋼業株式の大同特殊鋼株式会社への譲渡のお知らせ 「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」の各記載をご参照ください。)

以 上